

## 三次河川国道事務所管内河川区域内樹木伐採公募説明書

1. 公募名称: 三次河川国道事務所管内河川区域内樹木伐採

2. 公募内容: 河川内樹木の伐採・搬出

3. 伐採時期

令和6年11月14日(木) ~ 令和7年3月14日(金)(予定)

※許可書発行後(応募の約3週間後)から伐採を行うことができます。

4. 伐採場所

広島県三次市片山地区江の川右岸河川敷、秋町地区江の川左岸河川敷、安芸高田市法恩寺地区江の川右岸河川敷、吉田町桂地区江の川左岸河川敷

※別添図面(公募伐採予定箇所図)のとおり

三次市片山地区: 10,000 $m^2$ 、秋町地区: 樹木10本程度、安芸高田市法恩寺地区: 2,300 $m^2$ 、吉田町桂地区: 1,100 $m^2$

区画割り: 各地区1区画 5m×5m程度

※応募状況により、各個人、法人の伐採面積を調整(複数区画伐採可)させていただきます。

5. 申込みに必要な条件等

### 【個人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 過去3年間に広島県内で官公庁が実施した公募伐採の実績のうち、著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 【法人の場合】

- ① 自ら樹木伐採及び持ち帰りを行うことができる者。
- ② 著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続し

ている者でないこと。

## 6. 申込み手続き等

### ① 提出書類

申込書、本人確認書類(運転免許証(法人の場合は代表者))のコピーを期限までに郵送(期限までに必着のこと)、FAX、メール等により提出すること。

### ② 申込期間

令和6年10月24日(木) ~ 令和7年2月28日(金)まで

受付時間:9:00~17:00(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)

### ③ 提出先・問い合わせ先

〒728-0011 広島県三次市十日市西六丁目2番1号

国土交通省中国地方整備局

三次河川国道事務所 河川管理課 河川維持係

電話 0824-63-4202

FAX 0824-63-3132

メール [info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp](mailto:info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp)

## 7. 伐採者の選定方法

「申込書」を提出して頂いた方が、伐採者として選定されます。選定は原則先着順としますが、応募者数が多数の場合は選定されない場合もあります。なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合があります。

※現地で本人確認を行う場合があります。

## 8. 許可手続き

本樹木伐採に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法(昭和39年法律第167号)第25条(土石等の採取の許可)に係る同法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第13条第1項に定める申請及び別紙-伐採希望予定地を図示する必要があります。

なお、河川法第25条の許可に際し、別紙にある条件が付されます。

## 9. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い

① 河川管理者は、河川利用者や伐採を行った者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて伐採を行った者に指導を行う。

② 河川管理者は、伐採を行った者が樹木等を採取するにあたって、周辺に生

息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐採した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて伐採を行った者に指導を行う。

- ③ 採取は、伐採を行った者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は伐採を行った者の責任において行うこと。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、伐採を行った者は速やかに吉田流域治水出張所に通報し、適切に対応すること。

なお、伐採を行った者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

- ④ 伐採を行った者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

## 10. その他

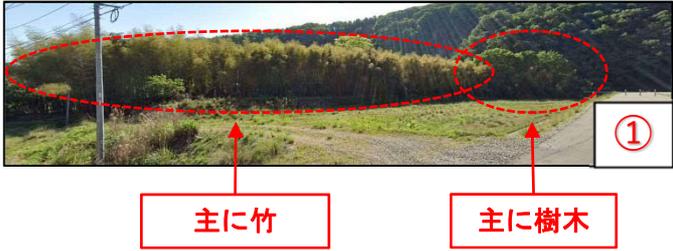
- ① 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。

## 11. 注意事項

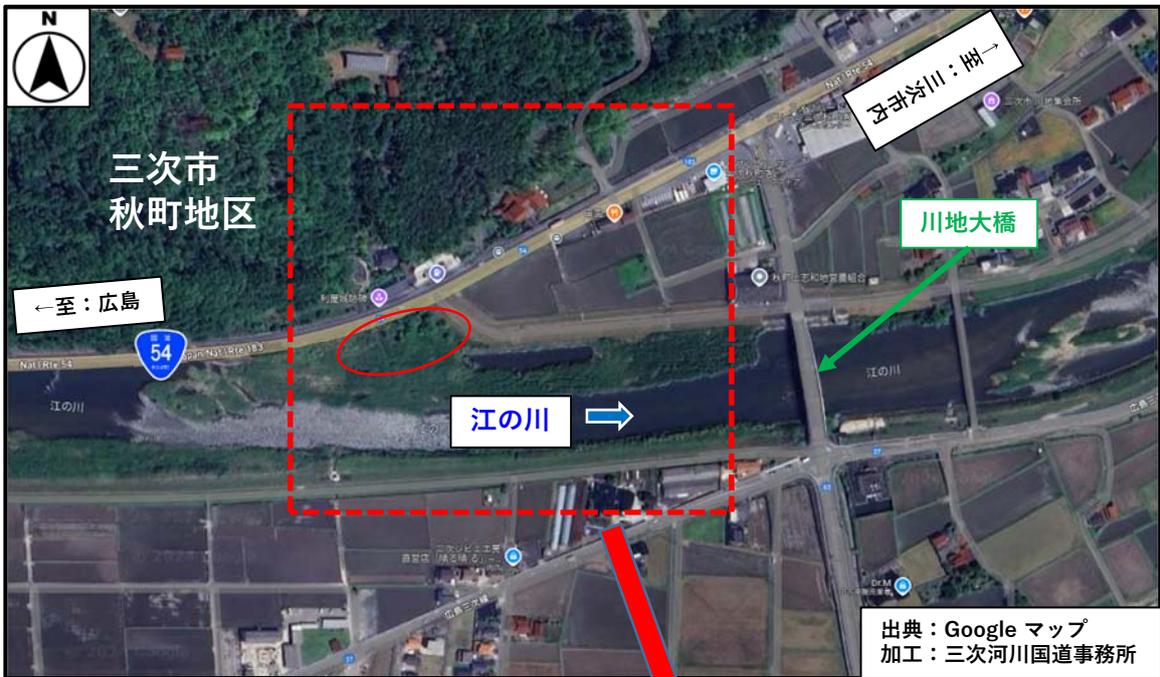
- ① 伐採、積み込み、運搬作業は各自で行うこと。なお、作業時には事故の発生、第三者災害の防止に努めること。
- ② 伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- ③ ゴミ等はおさないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めること。
- ④ 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。
- ⑤ 排水樋門、堤防、護岸等の河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には速やかに吉田流域治水出張所職員に届けるものとし、指示に従い原形復旧すること。
- ⑥ 現地でのケガや事故、第三者に損害を及ぼした場合、又は苦情等を受けた場合は自己責任の範囲とし、三次河川国道事務所は一切の責任、負担を負いません。

- ⑦ 伐採木の品質については、三次河川国道事務所では一切の責任を負いません。
- ⑧ 堤防道路(国道)から高水敷へ下りる進入路(坂路)を使用することができるが、国道の出入り等、十分な安全対策をとること。
- ⑨ 伐採箇所までの必要な措置(除草等)については、伐採者にて行うこと。
- ⑩ 伐採後の樹木(幹)の高さを、地上から概ね30cm以下(根株含む)とすること。
- ⑪ 伐採した樹木の枝葉等もすべて持ち帰るものとする。
- ⑫ 注意事項を遵守しない者は、今後募集する河川内樹木の伐採については、認めない場合がある。

# 公募伐採予定箇所図（三次市片山地区）



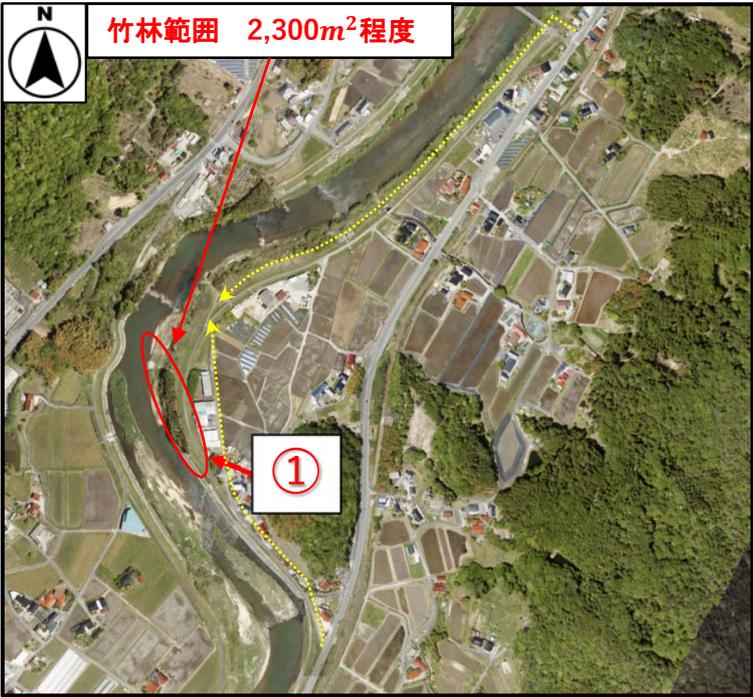
公募伐採予定箇所図（三次市秋町地区）



# 公募伐採予定箇所図（安芸高田市法恩寺地区）



主に竹



公募伐採予定箇所図（安芸高田市吉田町桂地区）



## 許可条件

第1条 許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあつてはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。

注）許可標示板の規格等については、担当区間の三次河川国道事務所の吉田流域治水出張所長（以下「所長」という。）と協議の上変更可とする。

第2条 許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第3条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内に届け出ること。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき
- (2) 許可を受けた行為を廃止したとき
- (3) 天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することが出来なかつた時

第4条 許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い30日以内にその場所を原状に復し、所長の検査を受けること。

第5条 許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙様式（1）により所長に事前に届出し、かつ採取中は所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙様式（2）により速やかに報告し所長の確認を受けること。

第6条 許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに所長に報告すること。

第7条 許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第8条 河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。